

（裏面）
この欄も忘れずに記入してください。

外務大臣 殿
在 大使 総領事 殿

平成 XX年XX 月 XX 日出

記入例

この届出書の記載は事実に相違なく、旅券法第17条第1項の規定により届け出ます。また、同法第18条第1項第6号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。

旅券名義人署名

法定代理人（親権者、後見人など）署名

外務太郎

（署名は必ず本人が日本語で行ってください（署名が困難な場合を除く）。また、申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人の署名も併せて必要です。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記名する場合及び本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。）

届出に必要な書類等
具 一葉
入確認のための書類（運転免許証等、有効な原本に限る）
券の紛失又は焼失を立証する書類
の他特に必要とされる書類

注意事項	1. この書類には、紛失又は焼失を立証する書類を添付してください。			
	2. この届出書は、紛失（焼失）旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつ、海外の関係当局に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。			
提出書類	☐ 警察盗難届出立証書 ☐ 遺失物届出立証書 ☐ 罹災証明 ☐ その他（ ）			
本人確認欄	（1点でよい書類）		（2点必要な書類）	
	☐ 日本国旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 住基カード(写真付き) ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状	☐ 猟銃等所持許可証 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 宅建取引主任者証 ☐ 電気工事士免状 ☐ 無線従事者免許証 ☐ 官公庁職員身分証明書	☐ 健康保険証 ☐ 国民健康保険証 ☐ 船員保険証 ☐ 共済組合員証 ☐ 年金証書等	☐ 介護保険証 ☐ 印鑑登録証明書及び実印 ☐ 身障者手帳 ☐ その他写真付きの身分証明書 （学生証、社員証、公的な資格証明書など） ☐ 一時帰国者
官公庁記載欄				
		☐ 本人 ☐ 代理		